

「資本的支出と修繕費の実務的判断」

CONTENTS

テーマ1	資本的支出と修繕費の区分	2
	■資本的支出と修繕費の区分について学習する	
テーマ2	資本的支出の減価償却	8
	■資本的支出の減価償却の計算について学習する	
テーマ3	具体的な事例①	21
	■資本的支出や修繕費の具体的な事例について学習する	
テーマ4	具体的な事例②	34
	■資本的支出や修繕費の具体的な事例について学習する	

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

「資本的支出と修繕費の実務的判断」

1

資本的支出と修繕費の区分

資本的支出と修繕費の区分について学習する

Theme

1 資本的支出と修繕費

法人がその有する固定資産につき修理、改良等のために支出を行った場合に、その支出が資本的支出に該当するか、修繕費に該当するかによって、その取扱いが異なります。

(1) 資本的支出の意義

内国法人が、修理、改良その他いずれの名義をもつてするかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するもの（そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額）をいいます。

- ① 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- ② 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額

つまり、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる部分に対応する金額は資本的支出とされます。

資本的支出は、取得価額を構成すべきことから、原則として支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入されません。

(2) 資本的支出の例示

例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当します。

- ① 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用
- ② 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用
- ③ 機械の部分品を特に高品質又は高性能のものに取り替えた費用のうち、通常
の取替費用を超える部分

(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

(3) 修繕費に含まれる費用

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となります。

修繕費に該当する場合には、その支出の日の属する事業年度の損金の額に算入します。

【図 解】

資産取得 ▽	修理・改良等 ▽
(1) 購入代価	(1) 資本的支出 ⇨ <u>取得価額</u>
(2) 購入費用	(2) 修繕費 ⇨ <u>損金算入</u>
(3) 事業供用費用	

(4) 修繕費の例示

具体的には、次のような支出が修繕費に該当します。

- ① 建物の移えい又は解体移築をした場合（移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。）におけるその移えい又は移築に要した費用の額。
ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。
- ② 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む。）の額。ただし、集中生産を行う等のための機械装置の移設を除く。
- ③ 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに行つた費用の額。
ただし、次に掲げる場合のその地盛りに行つた費用の額を除く。
 - イ 土地の取得後直ちに地盛りを行つた場合
 - ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行つた場合
 - ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行つた場合
- ④ 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなつたために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。
- ⑤ 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

2 資本的支出と修繕費の区分

(1) 少額又は周期の短い費用

一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」といいます。）が次のいずれかに該当する場合には、その修理、改良等のために要した費用の額については、修繕費として損金経理をすることができます。

- ① その一の修理、改良等のために要した費用の額（その一の修理、改良等が2以上の事業年度にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下同じ。）が20万円に満たない場合
- ② その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

（注）「同一の固定資産」は、一の設備が2以上の資産によって構成されている場合には当該一の設備を構成する個々の資産とし、送配管、送配電線、伝導装置等のように一定規模でなければその機能を発揮できないものについては、その最小規模として合理的に区分した区分ごととなります。

(2) 形式基準による修繕費の判定

一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理をすることができます。

- ① その金額が60万円に満たない場合
- ② その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

【具体例】

ソフトウェア（取得価額1,000,000円、定額法償却率0.200）について修正及びバージョンアッププログラムとして300,000円を支出し修繕費として損金経理した。なお、修正部分の金額の区分は明らかでない。

このソフトウェアについて、当期に減価償却費250,000円を損金経理した。

① 判定

300,000円 < 600,000円 ∴ 是認

② 減価償却超過額

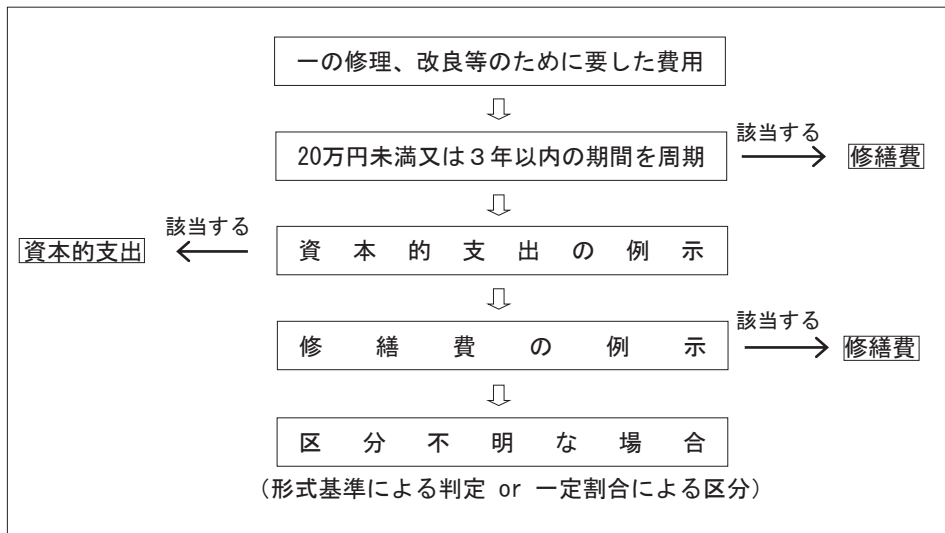
250,000円 - 1,000,000円 × 0.200 = 50,000円（加・留）

(3) 資本的支出と修繕費の区分の特例

一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額（上記(1)又は(2)の適用を受けるものを除く。）がある場合において、法人が、継続して次の経理をしているときは、これが認められます。

- | |
|--|
| ① 「支出額の30%相当額」と「その固定資産の前期末取得価額の10%相当額」のいずれか少ない金額
…修繕費 |
| ② 上記①の残額
…資本的支出 |

【図 解】資本的支出と修繕費の区分



(4) 災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例

災害により被害を受けた固定資産（当該被害に基づき法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定による評価損を計上したものを除く。以下「被災資産」という。）について支出した次に掲げる費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、上記1及び2の取扱いにかかわらず、それぞれ次によります。

- ① 被災資産につきその原状を回復するために支出した費用は、修繕費に該当する。
- ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、法人が、修繕費とする経理をしているときは、これを認める。
- ③ 被災資産について支出した費用（上記①又は②に該当する費用を除く。）の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものがある場合において、法人が、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める。

(注) 法人が、被災資産の復旧に代えて資産の取得をし、又は特別の施設（被災資産の被災前の効用を維持するためのものを除く。）を設置する場合の当該資産又は特別の施設は新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は、これらの資産の取得価額に含めます。

(5) ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費

法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当します。

(注) 既に有しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となります。

(6) その他の取扱い

① 機能復旧補償金による固定資産の取得又は改良

法人が、その有する固定資産について電波障害、日照妨害、風害、騒音等による機能の低下があったことによりその原因者からその機能を復旧するための補償金の交付を受けた場合において、当該補償金をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その取得又は改良に充てた補償金の額のうちその機能復旧のために支出したと認められる部分の金額に相当する金額は、修繕費等として損金の額に算入することができます。

なお、当該補償金の交付を受けた日の属する事業年度終了の時までにその機能復旧のための固定資産の取得又は改良をすることができなかつた場合においても、その後速やかにその取得又は改良をすることが確実であると認められるときは、当該補償金の額のうちその取得又は改良に充てることが確実と認められる部分の金額に限り、その取得又は改良をする時まで仮受金として経理することができます。

② 損壊した賃借資産等に係る補修費

法人が賃借資産（賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。）につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、これが認められます。

法人が、修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様です。

なお、その法人が、その修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入します。